

大阪労働局発表
令和7年12月19日（金）

【照会先】
大阪労働局職業安定部職業対策課
(代表電話) 06(4790)6310

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

民間企業に雇用されている障害者の数は、22年連続過去最高を更新

実雇用率は0.01ポイント上昇し2.45%（全国2.41%）

公的機関では法定雇用率未達成は13機関

令和7年6月1日現在の大阪における障害者の雇用状況について

＜民間企業＞（法定雇用率 2.5%）

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
- 民間企業に雇用されている障害者の数は、64,514.0人（注）、前年より4.0%（2,476.0人（注））増加し、**22年連続の増加**
- 民間企業における実雇用率は、0.01ポイント上昇し、2.45%（全国 2.41%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、0.3ポイント低下し、41.4%（全国 46.0%）

＜公的機関＞（同 2.8%、一部の教育委員会は2.7%）

- 府・市町村の機関（※）に在職している障害者の数は2,536.0人（注）となり、
実雇用率は前年より0.06ポイント低下し、2.93%
- ※ 2.7%の法定雇用率が適用される一部の教育委員会、独立行政法人等は除く

●府・市町村の機関（教育委員会含む）における法定雇用率未達成の機関は、次の機関。

○ 法定雇用率2.8%の未達成機関

池田市	(6.0人不足)
豊中市	(8.0人不足)
羽曳野市	(0.5人不足)
富田林市	(4.5人不足)
岸和田市	(4.5人不足)
貝塚市	(2.0人不足)
阪南市	(1.0人不足)
河南町教育委員会	(1.0人不足)
市立池田病院	(1.0人不足)
市立柏原病院	(1.0人不足)

○ 法定雇用率2.7%の未達成機関

大阪府教育委員会	(189.0人不足)
大阪市教育委員会	(97.0人不足)
堺市教育委員会	(26.0人不足)

池田市、富田林市、阪南市、河南町教育委員会、市立池田病院、
市立柏原病院は公表時点までに達成済み。

（注）「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

1 民間企業における雇用状況

(法定雇用率2.5%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（大阪府に本社がある40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は64,514.0人で、前年より2,476.0人増加（対前年度比4.0%増）し、22年連続過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は35,417.5人（対前年比0.5%増）、知的障害者は13,701.0人（同4.8%増）、精神障害者は15,395.5人（同12.1%増）と、いずれも前年より増加し、伸び率を見ると特に精神障害者が大きく増加した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の2.45%（前年は2.44%）、法定雇用率達成企業の割合は41.4%（同41.7%）であった。

[グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)]

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、40～100人未満規模企業で6,491.0人（前年は6,223.0人）、100～300人未満で10,431.5人（同10,317.5人）、300～500人未満で5,979.5人（同5,834.0人）、500～1,000人未満で7,397.0人（同6,788.5人）、1,000人以上で34,215.0人（同32,875.0人）と、全ての企業規模で前年より増加した。特に1,000人以上で大きな増加が見られた。
- ・ 実雇用率は、40.0～100人未満規模企業で2.00%（前年は1.97%）、100～300人未満で2.15%（同2.18%）、300～500人未満で2.55%（同2.54%）、500～1,000人未満で2.42%（同2.30%）、1,000人以上で2.66%（同2.66%）と、100～300人未満、1,000人以上の規模企業以外で前年より増加した。（※）

なお、300～500人未満規模企業と1,000人以上規模企業は法定雇用率を上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満規模企業が39.9%（前年は39.5%）、100人～300人未満が42.3%（同44.5%）、300人～500人未満が39.7%（同36.7%）、500～1,000人未満が40.1%（同42.3%）、1,000人以上が59.4%（同59.1%）となり、100人～300人未満、500～1,000人未満企業規模で前年より低下した。

なお、民間企業全体の法定雇用率達成企業の割合41.4%（同41.7%）と比較すると、100～300人未満規模企業、1,000人以上規模企業は上回っている。

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

[グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)]

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「卸売業、小売業」「サービス業」以外の業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「鉱業、採石業、砂利採取業」（5.06%）、「医療、福祉」（3.71%）、「複合サービス事業」（2.97%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（2.72%）、「金融業、保険業」（2.

62%)、「宿泊業、飲食サービス業」(2.53%)が法定雇用率を上回っている。

[グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- 令和7年の法定雇用率未達成企業は5,672社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)が3,441社(60.7%)と過半数を占めている。
- また、障害者を1人も雇用していない企業(障害者雇用ゼロ企業)は3,164社であり、未達成企業に占める割合は、55.8%となっている。

[詳細表1(5)]

○ 特例子会社の状況

- 令和7年6月1日現在で親会社が大阪府内に所在する特例子会社(※)の認定を受けている企業は72社(前年同数)で、雇用されている障害者の数は、5,331.0人(前年は5,058.0人)であった。
- 雇用者のうち、身体障害者は1,502.0人(同1,551.0人)、知的障害者は2,327.5人(同2,194.5人)、精神障害者は1,501.5人(同1,352.5人)であった。

※親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

[詳細表1(6)]

2 公的機関における在職状況

(1) 大阪府の機関(法定雇用率2.8%)

大阪府の機関に在職している障害者の数は376.5人で、前年より1.3%(5.0人)増加し、実雇用率は3.44%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

大阪府の機関(法定雇用率2.8%)は、すべて法定雇用率を達成。

[総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)]

(2) 大阪府教育委員会(法定雇用率2.7%)

2.7%の法定雇用率が適用される大阪府教育委員会に在職している障害者の数は673.0人で、前年より0.4%(2.5人)低下し、実雇用率は2.11%(同2.11%)であった。

【未達成の機関】

大阪府教育委員会(不足数189.0人)

[総括表2(4)、詳細表2(4)、4(3)]

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

市町村の機関に在職している障害者の数は2,159.5人で、前年より2.0%(43.0人)増加し、実雇用率は2.86%と、前年に比べ0.06ポイント低下(※)した。

市町村の機関(法定雇用率2.8%)は、74機関中64機関が法定雇用率を達成。

【未達成の機関】

池田市	(6.0人不足)	公表日時点までに達成済み
豊中市	(8.0人不足)	
羽曳野市	(0.5人不足)	
富田林市	(4.5人不足)	公表日時点までに達成済み
岸和田市	(4.5人不足)	
貝塚市	(2.0人不足)	
阪南市	(1.0人不足)	公表日時点までに達成済み
河南町教育委員会	(1.0人不足)	公表日時点までに達成済み
市立池田病院	(1.0人不足)	公表日時点までに達成済み
市立柏原病院	(1.0人不足)	公表日時点までに達成済み

[総括表2(3)、詳細表2(3)、4(4)・(5)・(7)]

(4) 市町村の一部教育委員会（法定雇用率2.7%）

2.7%の法定雇用率が適用される市町村の一部教育委員会に在職している障害者の数は370.0人で前年より4.8%（17.0人）増加し、実雇用率は2.02%と、前年に比べ0.21ポイント低下（※）した。

【未達成の機関】

大阪市教育委員会	（不足数97.0人）
堺市教育委員会	（不足数26.0人）

[総括表2(4)、詳細表2(4)・4(6)]

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

3 独立行政法人等における雇用状況**（法定雇用率 2.8%）**

独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は722.5人で、前年より8.5%（56.5人）増加し、実雇用率は2.68%と、前年に比べ0.15ポイント低下（※）した。
21法人中13法人が法定雇用率を達成。

【未達成の法人】

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	（不足数2.0人）	公表日時点までに達成済み
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	（不足数1.5人）	公表日時点までに達成済み
地方独立行政法人大阪府立病院機構	（不足数13.5人）	公表日時点までに達成済み
地方独立行政法人りんくう総合医療センター	（不足数1.0人）	公表日時点までに達成済み
地方独立行政法人堺市立病院機構	（不足数0.5人）	公表日時点までに達成済み
地方独立行政法人大阪市民病院機構	（不足数9.0人）	公表日時点までに達成済み
公立大学法人大阪	（不足数10.5人）	
地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター	（不足数1.0人）	公表日時点までに達成済み

[総括表3、詳細表3・4(8)]

※昨年比で除外率が10ポイント下がっていることの影響による低下を含む。

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
計	2,634,096.0 人	64,514.0 人 [54,893 人]	2.45 %	4,001 / 9,673	41.4 %
	(2,547,645.0 人)	(62,038.0 人)	(2.44 %)	(3,982 / 9,543)	(41.7 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 大阪府・市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	86,432.0 人	2,536.0 人 [1,964 人]	2.93 %	66 / 76	86.8 %
	(83,241.5 人)	(2,488.0 人)	(2.99 %)	(70 / 78)	(89.7 %)

(2) 大阪府の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	10,943.5 人	376.5 人 [307 人]	3.44 %	2 / 2	100.0 %
	(10,869.5 人)	(371.5 人)	(3.42 %)	(2 / 2)	(100.0 %)
大阪府	8,551.5 人	303.0 人 [242 人]	3.54 %	1 / 1	100.0 %
	(8,474.0 人)	(300.5 人)	(3.55 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
大阪府 その他の 機関	2,392.0 人	73.5 人 [65 人]	3.07 %	1 / 1	100.0 %
	(2,395.5 人)	(71.0 人)	(2.96 %)	(1 / 1)	(100.0 %)

(3) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	75,488.5 人	2,159.5 人 [1,657 人]	2.86 %	64 / 74	86.5 %
	(72,372.0 人)	(2,116.5 人)	(2.92 %)	(68 / 76)	(89.5 %)

(4) 法定雇用率2.7%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	50,258.0 人 (47,909.5 人)	1,043.0 人 [800 人] (1,028.5 人) (2.15 %)	2.08 % (2.15 %)	1 / 4 (0 / 4)	25.0 % (0.0 %)
大阪府教育委員会	31,927.0 人 (32,072.5 人)	673.0 人 [503 人] (675.5 人) (2.11 %)	2.11 % (2.11 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
市町村教育委員会	18,331.0 人 (15,837.0 人)	370.0 人 [297 人] (353.0 人) (2.23 %)	2.02 % (2.23 %)	1 / 3 (0 / 3)	33.3 % (0.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	26,930.5 人 (23,570.5 人)	722.5 人 [531.0 人] (666.0 人) (2.83 %)	2.68 % (2.83 %)	13 / 21 (15 / 20)	61.9 % (75.0 %)
独立行政法人等※6	10,841.0 人 (9,497.5 人)	304.0 人 [188 人] (271.5 人) (2.86 %)	2.80 % (2.86 %)	3 / 5 (4 / 5)	60.0 % (80.0 %)
地方独立行政法人等※6	16,089.5 人 (14,073.0 人)	418.5 人 [343 人] (394.5 人) (2.80 %)	2.60 % (2.80 %)	10 / 16 (11 / 15)	62.5 % (73.3 %)

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和6年6月1日現在の数値である。

6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。

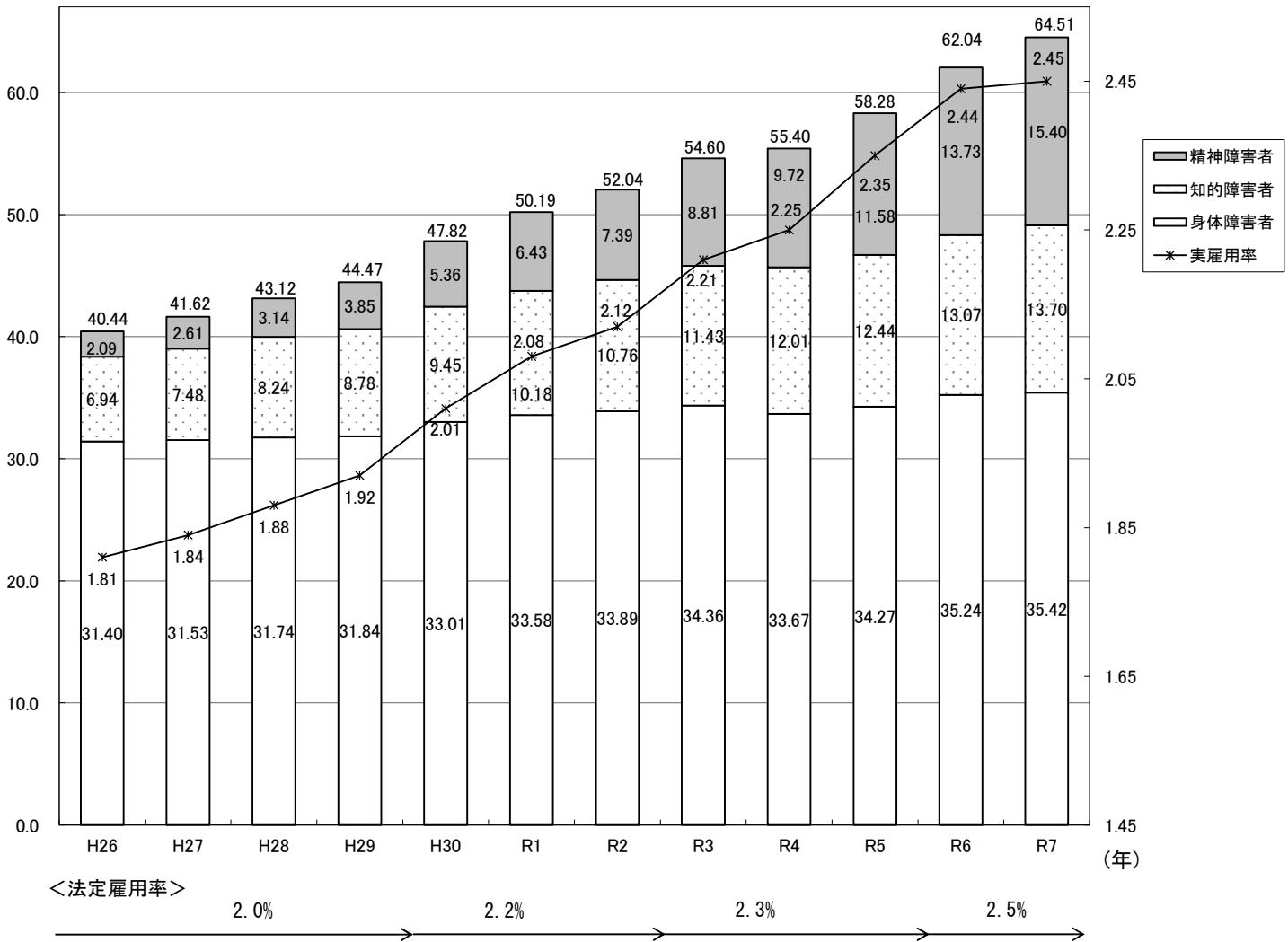
7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

＜障害者の数（千人）＞

＜実雇用率（%）＞



＜法定雇用率＞

2.0%

2.2%

2.3%

2.5%

注1：雇用義務のある企業（平成29年まで年は50人以上規模の企業、平成30年～令和2年までは45.5人以上規模の企業、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模の企業、令和6年以降は40人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者を合計数である。

令和5年まで

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

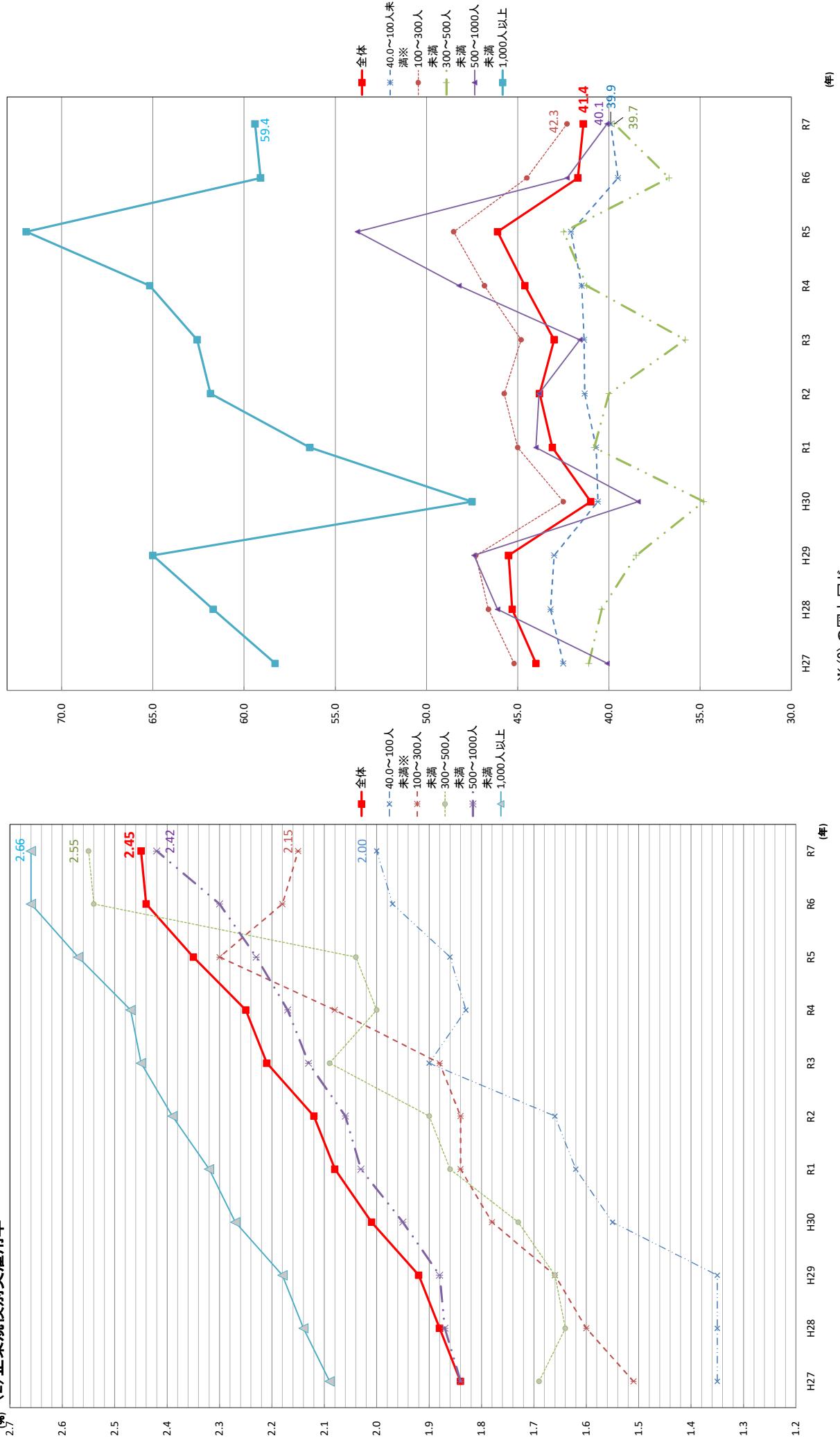
令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：法定雇用率は平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降2.5%となっている。

(2) 企業規模別実雇用率 (%)

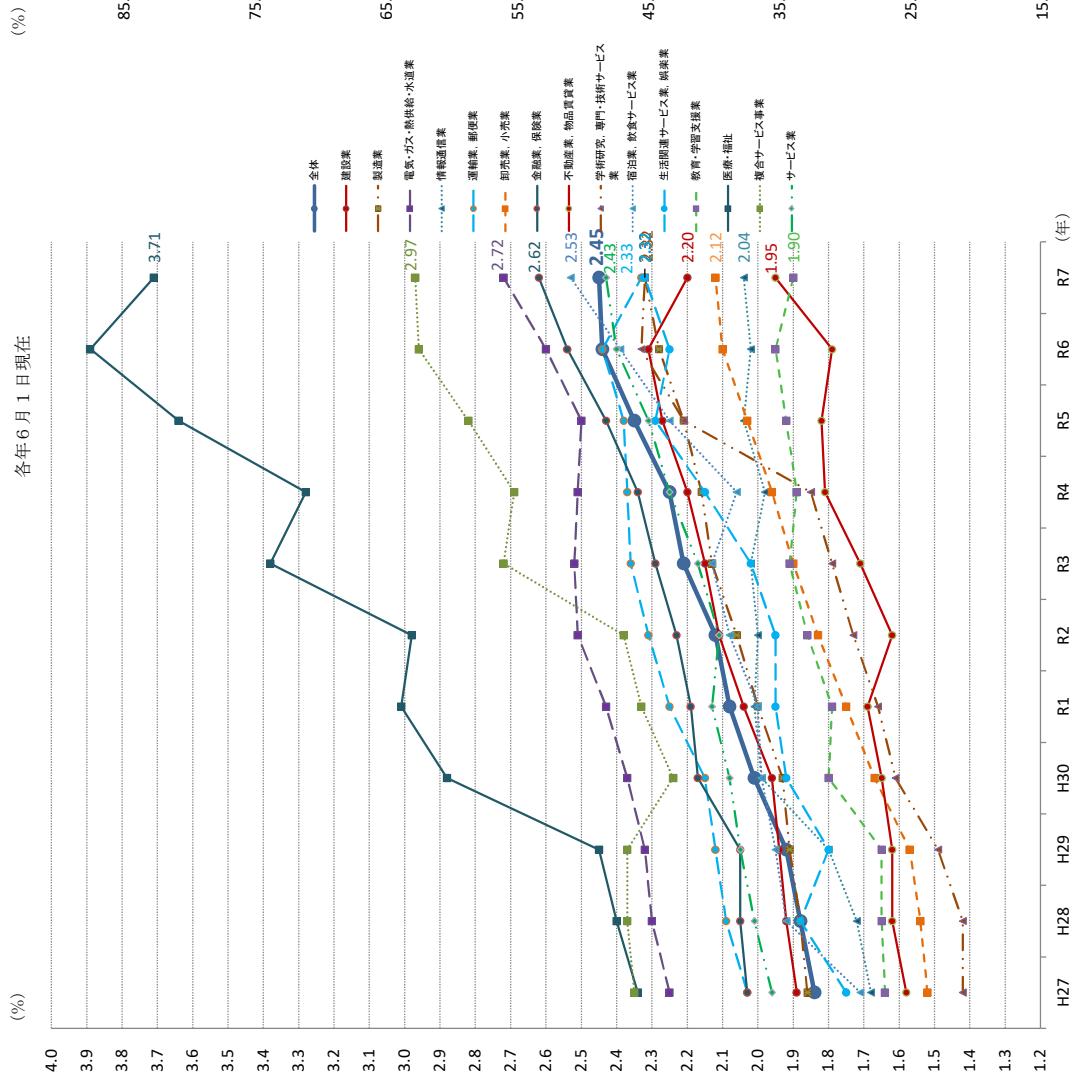
(3) 企業規模別達成企業割合 (%)



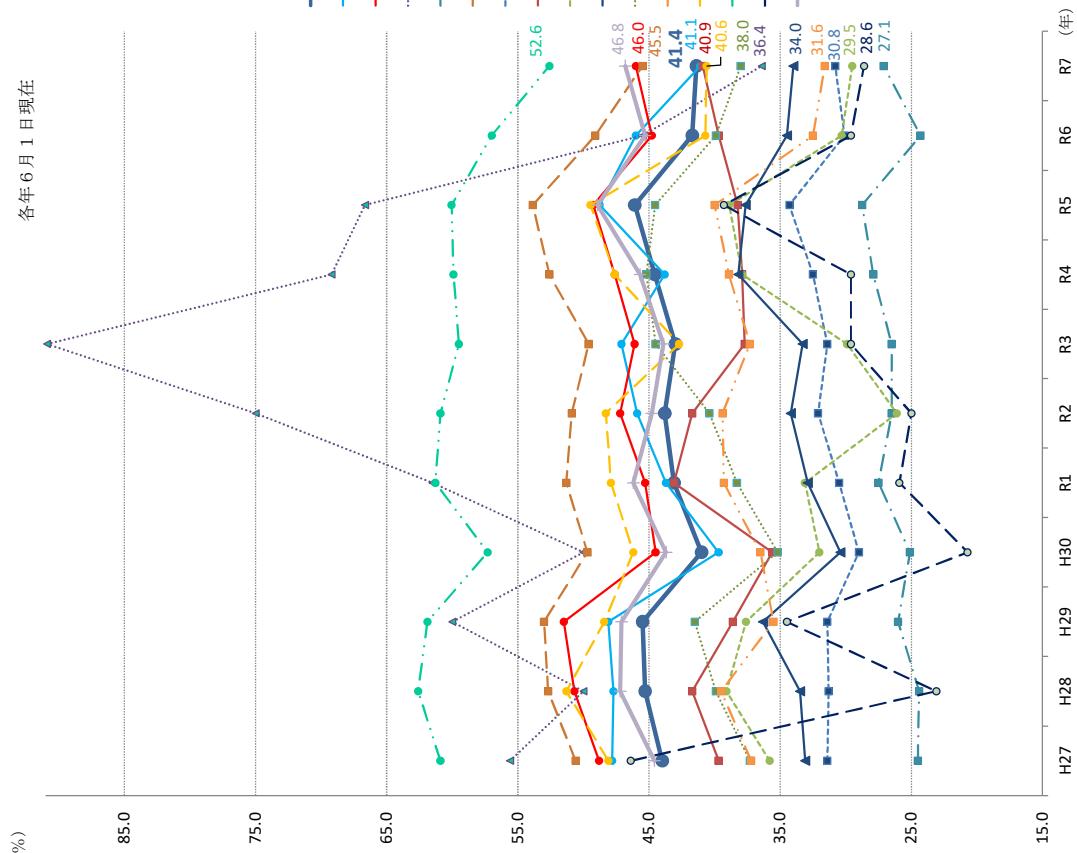
※平成29年までは50~100人未満、平成30年から令和2年までは45~50人未満、
令和3年から5年までは43~50人未満、令和6年からは40~100人未満

※(2)の図と同じ。

(4) 産業別実雇用率



(5) 産業別達成企業割合



注 1 グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農、林、漁業及び鉱業、採石業、砂利採取業は除いている。

注 (4)の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業

一般の民間企業 2. 5 %
(40.0人以上規模の企業)
特殊法人等 2. 8 %
〔労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 2. 8 %
(36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 2. 7 %
(37.5人以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。（就労継続支援A型の利用者は除く。）

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

＜目次＞

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.5%）	
(1) 概況	12
(2) 企業規模別の雇用状況	13
(3) 産業別の雇用状況	14
(4) 民間企業における雇用状況の推移	18
(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	19
(6) 特例子会社の状況	20
(7) 身体障害者の部位別雇用状況	21
2 公的機関における在職状況	
(1) 府・市町村の機関（法定雇用率 2.8%）	22
(2) 大阪府の機関（法定雇用率 2.8%）	23
(3) 市町村の機関（法定雇用率 2.8%）	24
(4) 法定雇用率2.7%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会 (法定雇用率2.7%)	25
3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.8%）	26
4 公的機関の各機関の状況	
(1)～(3) 大阪府の機関の状況	27
(4)～(7) 市町村部局等の状況	28
(8) 独立行政法人等の状況（法定雇用率 2.8%）	31

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	企業数	① 企業数	② 法定雇用障害者数	③ 障害者の数			④ 対象障害者数	⑤ 対象障害者数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合													
				C. 重度以外の身体障害者	D.重度の身体障害者	E.重度の精神障害者																
民間企業	9,673	人	2,634,096.0	12,051	人	4,850	人	33,132	人	3,306	人	1,554	人	64,514.0	人	7,081.0	人	2.45	人	4,001	人	41.4
()	(9,543)	()	(2,547,645.0)	(11,958)	()	(4,646)	()	(31,121)	()	(3,410)	()	(1,300)	()	(62,038.0)	()	(6,862.0)	()	(2.44)	()	(3,982)	()	(41.7)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数	⑤ 精神障害者の数	⑥ うち新規雇用分																																		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度知的障害者	e. 重度知的障害者	f. 重度知的障害者																																					
民間企業	64,514.0	人	10,228	人	1,150	人	12,792	人	1,463	人	576	人	35,417.5	人	2,443.0	人	1,823	人	8,645	人	13,701.0	人	1,351.0																					
()	(62,038.0)	()	(10,166)	()	(1,136)	()	(12,746)	()	(1,532)	()	(522)	()	(35,241.0)	()	(2,510.0)	()	(1,792)	()	(364)	()	(1,878)	()	(111)	()	(13,068.5)	()	(1,355.5)	()	(10,249)	()	(3,146)	()	(11,695)	()	(3,272)	()	(857)	()	(15,395.5)	()	(3,287.0)	()	(2,996.5)	()

(1)①表の注

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外基準に該する労働者数を除いた数を示す。注2 ②③④⑤欄の計を算出するに困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の重度身体障害者及び精神障害者、D欄の重度の身体障害者及び精神障害者、E欄の重度の精神障害者及び重度知的障害者である短時間労働者については、1人を0.5人相当する。当たるカウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄の「重度以外の身体障害者」及びE欄の「重度身体障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の「重度身体障害者」及びG欄の「重度知的障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、「G欄の計を算出するに当たるカウント」としている。

4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄の「重度以外の身体障害者」及びE欄の「重度身体障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、「G欄の計を算出するに当たるカウント」としている。

5 G欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(1)②表の注

注1 ①欄の「障害者の数」は②③④⑤欄の計である。

2 ②③④⑤欄の計を算出するに当たるダブルカウントしている。

3 法令上、②③④⑤欄の重度身体障害者及び精神障害者、D欄の重度の身体障害者及びE欄の重度の精神障害者については、1人を0.5カウントとしている。ただし、②③④⑤欄及びG欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③④⑤欄のa欄は週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、b欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

5 ②③④⑤欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数		③ 障害者の数		④ 実雇用率 $F \div (② \times 100)$	⑤ 法定雇用率 達成企業の割合 $F \div ② \times 100$	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合 $F \div ② \times 100$
		法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働 者数	A. 重度身体障害者 及び重度知的障害 者	C. 重度以外の身 体障害者及び知 能障害者	E. 重度身体障害者 者及び重度知能 障害者である 精神障害者			
規模計	9,673	2,634,096.0	12,051	4,850	33,132	3,306	1,554	64,514.0
(9,543)	(2,547,645.0)	(11,958)	(4,646)	(31,121)	(3,410)	(1,300)	(62,038.0)	(6,862.0)
400~ 100人未満	5,185	324,597.0	892	1,571	2,667	824	114	6,491.0
(5,059)	(315,255.0)	(879)	(1,425)	(2,590)	(837)	(63)	(6,223.0)	(962.5)
100~ 300人未満	3,029	484,916.5	1,811	1,131	5,162	691	342	10,431.5
(3,029)	(472,436.0)	(1,800)	(1,146)	(5,031)	(811)	(270)	(10,317.5)	(1,344.0)
300~ 500人未満	648	234,234.5	1,016	308	3,449	243	138	5,979.5
(651)	(230,022.0)	(1,022)	(283)	(3,344)	(228)	(98)	(5,834.0)	(1,034.0)
500~ 1,000人未満	464	305,733.0	1,388	347	4,071	257	149	7,397.0
(459)	(295,756.5)	(1,405)	(353)	(3,443)	(258)	(107)	(6,788.5)	(717.0)
1,000人以上	347	1,284,615.0	6,944	1,493	17,783	1,291	811	34,215.0
(345)	(1,284,145.5)	(6,852)	(1,439)	(16,713)	(1,276)	(762)	(32,875.0)	(2,960.5)

注(1)(1)の表と同じ

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
		a. 重度身体障害者	b. 重度である障 害者	c. 重度以外の身 体障害者	d. 重度である知 能障害者	e. 重度以外の知 能障害者	f. 計 $a + b + c + d + e \times 0.5$
規模計	64,514.0	10,228	1,150	12,792	1,463	576	35,417.5
(62,038.0)	(10,166)	(1,136)	(12,746)	(1,532)	(522)	(35,241.0)	(2,510.0)
400~ 100人未満	6,491.0	744	279	1,389	335	51	3,349.0
(6,223.0)	(730)	(248)	(1,368)	(342)	(29)	(3,261.5)	(1,49)
100~ 300人未満	10,431.5	1,593	281	2,294	373	130	6,012.5
(10,317.5)	(1,577)	(319)	(2,300)	(403)	(117)	(6,033.0)	(223)
300~ 500人未満	5,979.5	894	112	1,147	145	45	3,142.0
(5,834.0)	(900)	(106)	(1,138)	(153)	(33)	(3,137.0)	(149)
500~ 1,000人未満	7,397.0	1,243	125	1,900	152	69	4,221.5
(6,788.5)	(1,255)	(126)	(1,444)	(40)	(49)	(4,174.5)	(150)
1,000人以上	34,215.0	5,754	353	6,462	458	281	18,692.5
(32,875.0)	(5,704)	(337)	(6,496)	(485)	(303)	(18,635.0)	(1,148)

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
		a. 重度身体障害者	b. 重度である障 害者	c. 重度以外の身 体障害者	d. 重度である知 能障害者	e. 重度以外の知 能障害者	f. 計 $a + b + c + d + e \times 0.5$
規模計	64,514.0	10,228	1,150	12,792	1,463	576	35,417.5
(62,038.0)	(10,166)	(1,136)	(12,746)	(1,532)	(522)	(35,241.0)	(2,510.0)
400~ 100人未満	6,491.0	744	279	1,389	335	51	3,349.0
(6,223.0)	(730)	(248)	(1,368)	(342)	(29)	(3,261.5)	(149)
100~ 300人未満	10,431.5	1,593	281	2,294	373	130	6,012.5
(10,317.5)	(1,577)	(319)	(2,300)	(403)	(117)	(6,033.0)	(223)
300~ 500人未満	5,979.5	894	112	1,147	145	45	3,142.0
(5,834.0)	(900)	(106)	(1,138)	(153)	(33)	(3,137.0)	(149)
500~ 1,000人未満	7,397.0	1,243	125	1,900	152	69	4,221.5
(6,788.5)	(1,255)	(126)	(1,444)	(40)	(49)	(4,174.5)	(150)
1,000人以上	34,215.0	5,754	353	6,462	458	281	18,692.5

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数		③ 知的障害者の数		④ 精神障害者の数	
		a. 重度身体障害者	b. 重度である障 害者	c. 重度以外の身 体障害者	d. 重度である知 能障害者	e. 重度以外の知 能障害者	f. 計 $a + b + c + d + e \times 0.5$
規模計	64,514.0	10,228	1,150	12,792	1,463	576	35,417.5
(62,038.0)	(10,166)	(1,136)	(12,746)	(1,532)	(522)	(35,241.0)	(2,510.0)
400~ 100人未満	6,491.0	744	279	1,389	335	51	3,349.0
(6,223.0)	(730)	(248)	(1,368)	(342)	(29)	(3,261.5)	(149)
100~ 300人未満	10,431.5	1,593	281	2,294	373	130	6,012.5
(10,317.5)	(1,577)	(319)	(2,300)	(403)	(117)	(6,033.0)	(223)
300~ 500人未満	5,979.5	894	112	1,147	145	45	3,142.0
(5,834.0)	(900)	(106)	(1,138)	(153)	(33)	(3,137.0)	(149)
500~ 1,000人未満	7,397.0	1,243	125	1,900	152	69	4,221.5
(6,788.5)	(1,255)	(126)	(1,444)	(40)	(49)	(4,174.5)	(150)
1,000人以上	34,215.0	5,754	353	6,462	458	281	18,692.5

注(1)(1)の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定	③ 障害者の数										④ 法定雇用率(%)	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合(%)
			A:重度身体障害者及び重度知的障害者	B:重度身体障害者	C:重度以外の身体障害者	D:重度知的障害者及び精神障害者	E:重度身体障害者及び精神障害者	F:計	G:うち新規雇用分						
企業計	9,673	2,634,096.0	12,051	4,850	33,132	3,306	1,554	64,514.0	7,081.0	2,45	4,001	41.4			
農、林、漁業	(9,543)	(2,547,645.0)	(11,365.8)	(4,646)	(31,121)	(3,410)	(1,300)	(62,038.0)	(6,862.0)	(2,44)	(3,982)	(41.7)			
砂利採取業	1	41.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0			
建設業	433	131,721.0	79.0	2	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0			
製造業	(415)	(117,921.0)	(73.9)	(26)	(1,204)	(19)	(8)	(2,721.5)	(148.5)	(2.31)	(191)	(46.0)			
電気・ガス・熱供給水道業	(2534)	(739,608.5)	(3,761)	(346)	(8,823)	(257)	(82)	(16,800.5)	(1,399.0)	(2.28)	(1,136)	(44.8)			
情報通信業	11	29,608.5	212	3	378	1	0	805.5	49.0	2.72	4	36.4			
運輸業、郵便業	(462)	(124,566.0)	(529)	(40)	(1,408)	(19)	(10)	(2,520.5)	(270.0)	(2.02)	(115)	(24.3)			
卸売業、小売業	(1788)	(419,211.5)	1,547	481	55	1,472	15	11	2,560.0	26.0	2.04	125	27.1		
金融業、保険業	66	129,286.0	715	41	1,881	15	53	3,366.0	251.0	2.62	27	40.9			
不動産業、物品販賣業	(63)	(128,582.5)	(69.6)	(37)	(1,803)	(14)	(54)	(3,266.0)	(242.5)	(2.54)	(25)	(39.7)			
学術研究・専門・技術サービス業	220	46,422.0	172	41	485	56	17	906.5	118.0	1.95	65	29.5			
宿泊業、飲食サービス業	(274)	(102,205.5)	353	382	1,155	466	219	2,585.5	321.5	2.53	104	38.0			
生活関連サービス業	(268)	(98,320.5)	(32.7)	(34.8)	(1,058)	(426)	(151)	(2,348.5)	(302.5)	(2.39)	(107)	(30.3)			
教育、学習支援業	(194)	(107,093.0)	(52.2)	(223)	(1,141)	(128)	(39)	(2,491.5)	(303.0)	(2.33)	(143)	(34.5)			
医療、福祉	1349	43,832.5	193	42	380	37	15	834.0	101.0	(2.25)	(63)	(32.5)			
複合サービス事業	(1269)	(261,660.0)	(1,320)	(2,313)	(4,445)	(1,286)	(283)	(10,172.5)	(2,209.0)	(3.89)	(723)	(57.0)			
サービス業	(949)	(211,479.0)	8,894.5	59	12	18	19	13	264.0	25.5	2.97	8	28.6		
	(967)	(214,691.0)	(90.3)	(445)	(2,634)	(378)	(171)	(5,159.5)	(595.5)	(2.40)	(438)	(45.3)			

注 (1)①の表と同じ

区分	①障害者の数	②身体障害者の数										③知的障害者の数										④精神障害者の数			
		u. 重複身体障害者	v. 重度以外の身	w. 重度身体障害者	x. 重度以外の身	y. 重度身体障害者	z. 重度以外の身	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者	c. 重度知的障害者	d. 重度知的障害者	g. うら新規雇用分	h. 重度知的障害者	i. 重度知的障害者	j. 重度知的障害者	k. 重度知的障害者	l. 重度知的障害者	m. 重度知的障害者	n. 重度知的障害者	o. 重度知的障害者	p. 重度知的障害者	q. 重度知的障害者	r. 重度知的障害者	s. 重度知的障害者	t. 計
産業計	64,514.0 (62,038.0)	10,228 (10,166)	1,150 (1,136)	12,792 (12,746)	1,463 (1,532)	576 (522)	2,443.0 (2,510.0)	35,417.5 (35,241.0)	2,443.0 (2,510.0)	1,823 (1,732)	8,645 (8,126)	1,043 (1,878)	121 (111)	13,701.0 (13,068.5)	1,351.0 (1,355.5)	11,695 (10,239)	3,272 (3,146)	1,169.5 (1,046)	3,272 (3,146)	1,169.5 (1,046)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3287.0 (2996.5)
農、林、漁業	0.0 (38.0)	0 (13)	0 (0)	0 (11)	0 (0)	0 (0)	0 (37.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
鉱業、採石業、砂利採取業	4.0 (7.0)	2 (2)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	4.0 (7.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
建設業	2,899.5 (2,721.5)	749 (717)	20 (17)	804 (787)	12 (16)	6 (5)	2,331.0 (2,285.5)	24 (22)	2 (0)	121 (96)	6 (3)	6 (0)	174.0 (141.5)	6 (0)	174.0 (141.5)	384 (321)	8 (9)	5 (3)	5 (3)	5 (3)	5 (3)	5 (3)	5 (3)	394.5 (331.5)	
製造業	17,322.5 (16,860.5)	3,159 (3,150)	129 (119)	3,629 (3,694)	118 (134)	39 (33)	10,154.5 (10,196.5)	668 (611)	42 (42)	2,729 (2,573)	115 (123)	22 (17)	4,175.5 (3,907.0)	2,803 (2,556)	178 (185)	43 (32)	3,002.5 (2,757.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
電気、ガス、熱供給、水道業	895.5 (764.0)	204 (195)	3 (3)	221 (221)	1 (2)	0 (0)	632.5 (615.0)	8 (8)	0 (0)	60 (52)	0 (0)	0 (0)	76.0 (68.0)	97 (81)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	97.0 (81.0)		
情報通信業	2,596.0 (2,520.5)	518 (519)	17 (15)	566 (546)	10 (14)	1 (4)	1,624.5 (1,608.0)	10 (10)	1 (0)	75 (67)	5 (5)	0 (0)	98.5 (89.5)	831 (795)	37 (25)	10 (6)	873.0 (823.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
通航業、輸送業	4,406.0 (4,156.0)	731 (707)	70 (78)	1,053 (1,046)	127 (125)	24 (32)	2,660.5 (2,616.5)	98 (93)	19 (17)	706 (630)	89 (116)	3 (3)	967.0 (882.5)	658 (538)	95 (98)	51 (42)	657.0 (657.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
貿易業、小売業	8,867.0 (8,883.0)	1,226 (1,262)	132 (138)	1,540 (1,538)	186 (191)	50 (129)	4,292.0 (4,365.0)	321 (333)	50 (48)	1,902 (1,871)	238 (256)	21 (28)	2,723.5 (2,724.0)	1,424 (1,371)	299 (306)	257 (234)	1,861.5 (1,794.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
金融業、保険業	3,396.0 (3,266.0)	678 (667)	20 (16)	917 (963)	13 (11)	50 (52)	2,344.5 (2,344.5)	37 (29)	1 (1)	142 (127)	2 (3)	0 (0)	218.0 (187.5)	822 (713)	20 (20)	3 (2)	843.5 (734.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
不動産業、物品販賣業	906.5 (758.0)	159 (139)	26 (22)	241 (190)	51 (37)	11 (10)	616.0 (513.5)	13 (10)	2 (3)	101 (99)	5 (6)	0 (0)	131.5 (125.0)	143 (109)	13 (10)	6 (1)	158.0 (119.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
学術研究、専門、技術、サービス業	2,587.5 (2,491.5)	428 (425)	53 (47)	459 (473)	49 (53)	13 (17)	2,344.5 (1,513.0)	95 (93)	7 (6)	282 (242)	95 (73)	2 (2)	218.0 (147.5)	474 (426)	178 (169)	20 (20)	662.0 (605.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
宿泊業、飲食サービス業	2,595.5 (2,348.5)	238 (213)	73 (62)	297 (296)	124 (126)	60 (52)	988.0 (873.0)	115 (114)	80 (86)	539 (514)	24 (21)	0 (0)	1,041.0 (988.5)	319 (248)	220 (200)	135 (78)	606.5 (487.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
生活関連サービス業、娯楽業	900.5 (808.0)	94 (93)	38 (33)	170 (133)	46 (47)	17 (9)	3,090.0 (3,801)	50 (46)	6 (6)	196 (163)	60 (44)	4 (2)	334.0 (284.0)	151 (92)	55 (44)	26 (16)	219.0 (144.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
医療、福祉	10,925.0 (10,172.5)	1,155 (1,115)	424 (426)	1,557 (1,468)	431 (447)	100 (80)	4,556.5 (4,387.5)	194 (205)	168 (131)	1,120 (1,045)	777 (839)	35 (30)	2,062.0 (2,020.5)	2,226 (1,932)	187 (153)	4,286.5 (3,764.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
複合サービス業	834.0 (855.0)	181 (190)	16 (20)	161 (173)	32 (25)	8 (2)	559.0 (586.5)	12 (11)	1 (1)	69 (64)	5 (6)	0 (0)	96.5 (90.0)	150 (118)	25 (26)	7 (9)	148.5 (145.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
サービス業	5,134.5 (5,159.5)	683 (731)	124 (135)	1,138 (1,169)	258 (284)	93 (97)	2,033.5 (2,966.5)	142 (172)	40 (20)	570 (560)	90 (94)	9 (7)	943.5 (974.5)	1,065 (905)	272 (290)	101 (67)	1,387.5 (1,228.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	

③ 製造における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	③ 雇用者の数										⑤ 法定雇用率(%)	⑥ 法定雇用率(%)
		法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)		
製造業計	2,511	747,225.5	3,827	349	9,161	233	104	17,332.5	1,355.5	2.32	1,154	46.0	
（区分）	（2,534）	（739,608.5）	（3,761）	（346）	（8,823）	（257）	（82）	（16,860.5）	（1,399.0）	（2.28）	（1,136）	（44.8）	
食料品・たばこ	224	57,715.0	257	74	820	73	34	1,461.5	137.5	2.53	107	47.8	
（区分）	（224）	（59,134.5）	（256）	（77）	（837）	（22）	（29）	（1,481.5）	（161.5）	（2.51）	（114）	（50.9）	
織織工業	93	23,845.5	111	17	341	15	2	588.5	65.0	2.47	52	55.9	
（区分）	（99）	（24,614.0）	（112）	（17）	（329）	（9）	（1）	（575.0）	（65.5）	（2.34）	（49）	（49.5）	
木材・家具	38	9,736.0	45	2	124	1	0	216.5	4.0	2.22	19	50.0	
（区分）	（42）	（10,642.0）	（49）	（4）	（136）	（1）	（0）	（238.5）	（9.5）	（2.24）	（19）	（45.2）	
紙・パルプ・紙・印刷	230	38,772.5	136	21	439	6	6	738.0	57.0	1.90	101	43.9	
（区分）	（230）	（38,759.0）	（144）	（20）	（437）	（8）	（2）	（750.0）	（56.0）	（1.94）	（106）	（46.1）	
化粧工業	419	151,422.0	821	65	1,930	43	16	3,666.5	325.0	2.33	177	42.2	
（区分）	（425）	（158,439.0）	（825）	（65）	（1,861）	（46）	（13）	（3,605.5）	（311.5）	（2.28）	（161）	（37.9）	
繊織・土石	50	9,032.0	48	4	93	2	4	196.0	5.0	2.17	24	48.0	
（区分）	（52）	（9,576.0）	（47）	（7）	（95）	（2）	（2）	（198.0）	（6.0）	（2.07）	（27）	（51.9）	
鉄鋼	82	17,760.5	87	15	207	5	0	398.5	32.5	2.24	41	50.0	
（区分）	（75）	（15,857.5）	（75）	（8）	（192）	（4）	（0）	（352.0）	（22.5）	（2.22）	（40）	（53.3）	
非鉄金属	66	31,308.0	189	5	364	6	4	752.0	28.0	2.40	33	50.0	
（区分）	（70）	（30,757.5）	（185）	（4）	（351）	（6）	（1）	（748.5）	（29.0）	（2.43）	（40）	（57.1）	
金属製品	412	56,573.5	198	28	712	20	9	1,150.5	82.5	2.03	202	49.0	
（区分）	（402）	（55,227.0）	（192）	（24）	（671）	（23）	（6）	（1,093.5）	（86.5）	（1.98）	（180）	（44.8）	
電気機械	201	98,741.0	633	27	1,051	12	6	2,353.0	181.0	2.38	92	45.8	
（区分）	（206）	（95,720.0）	（599）	（25）	（1,002）	（15）	（7）	（2,236.0）	（214.0）	（2.34）	（91）	（44.2）	
その他機械	412	158,153.0	867	49	1,926	25	14	3,728.5	268.5	2.36	173	42.0	
（区分）	（423）	（154,231.0）	（841）	（53）	（1,793）	（28）	（12）	（3,548.0）	（285.0）	（2.30）	（178）	（42.1）	
その他	284	88,166.5	435	42	1,154	25	9	2,083.0	169.5	2.36	133	46.8	
（区分）	（286）	（86,651.0）	（426）	（42）	（1,119）	（33）	（9）	（2,034.0）	（152.0）	（2.35）	（131）	（45.8）	

注(1)(1)の表と同じ

④ 製造業における雇用状況 (障害種別)

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数			③知的障害者の数			④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	f. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	g. 重度知的障害者	h. 重度知的障害者	i. 重度知的障害者
製造業計	(17,332.5) (16,890.5)	3,159 (3,150)	129 (119)	3,629 (3,694)	118 (134)	10,154.5 (10,196.5)	668 (611)	2,729 (42)	115 (123)	22 (17)
食料品・たばこ	(1,461.5) (1,481.5)	194 (196)	16 (14)	232 (245)	28 (31)	11 (13)	655.5 (673.0)	63 (60)	404 (406)	45 (51)
織維工業	(588.5) (575.0)	92 (93)	7 (8)	115 (127)	10 (8)	0 (0)	311.0 (325.0)	19 (19)	1 (2)	123 (118)
木材・家具	(216.5) (238.5)	42 (46)	0 (0)	75 (87)	1 (1)	0 (0)	159.5 (179.5)	3 (3)	0 (0)	17 (18)
パルプ・紙・印刷	(738.0) (750.0)	128 (136)	6 (7)	204 (207)	5 (7)	4 (2)	470.5 (490.5)	8 (8)	0 (0)	116 (113)
化学工業	(3,666.5) (3,605.5)	643 (650)	28 (29)	736 (764)	25 (24)	4 (4)	2,064.5 (2,107.0)	178 (175)	4 (3)	609 (558)
窯業・土石	(196.0) (198.0)	45 (44)	2 (4)	53 (54)	1 (1)	2 (2)	146.5 (147.5)	3 (3)	1 (1)	14 (14)
鉄鋼	(398.5) (352.0)	82 (72)	9 (5)	140 (130)	4 (3)	0 (0)	315.0 (280.5)	5 (3)	2 (0)	25 (25)
非鉄金属	(752.0) (748.5)	147 (154)	2 (0)	144 (141)	5 (4)	1 (0)	443.0 (451.0)	42 (41)	2 (2)	130 (119)
金属製品	(1,150.5) (1,093.5)	173 (167)	11 (6)	297 (295)	8 (13)	3 (4)	659.5 (633.5)	25 (25)	6 (3)	214 (192)
電気機械	(2,353.0) (2,236.0)	549 (549)	14 (12)	469 (472)	7 (10)	4 (5)	1,586.5 (1,589.5)	84 (50)	3 (1)	267 (244)
その他機械	(3,728.5) (3,548.0)	692 (672)	21 (23)	687 (694)	14 (14)	5 (1)	2,101.5 (2,068.5)	175 (169)	3 (4)	509 (474)
その他	(2,083.0) (2,034.0)	372 (371)	13 (11)	477 (478)	10 (18)	5 (2)	1,241.5 (1,241.0)	63 (55)	4 (5)	301 (292)

注 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

年	障害者の数(人)	法定雇用率(%)		法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)	法定雇用率(%)
		対前年増減	対前年増減						
昭和 55	17,047	1.09	1.09	50.7	50.7	50.7	50.7	50.7	50.7
56	18,278	1,231	1.14	0.05	51.3	0.6	0.6	0.6	0.6
57	19,296	1,018	1.18	0.04	51.7	0.4	0.4	0.4	0.4
58	20,140	844	1.23	0.05	53.3	1.6	1.6	1.6	1.6
59	20,893	753	1.26	0.03	52.3	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0	△ 1.0
60	21,323	430	1.28	0.02	53.6	1.3	1.3	1.3	1.3
61	21,718	395	1.29	0.01	54.6	1.0	1.0	1.0	1.0
62	22,170	452	1.30	0.01	54.7	0.1	0.1	0.1	0.1
63	23,688	1,518	1.35	0.05	53.8	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.9
平成 元 年	24,155	467	1.35	0.00	54.5	0.7	0.7	0.7	0.7
2	24,876	721	1.35	0.00	57.0	2.5	2.5	2.5	2.5
3	25,942	1,066	1.35	0.00	57.5	0.5	0.5	0.5	0.5
4	27,835	1,893	1.38	0.03	55.5	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.0	△ 2.0
5	29,085	1,250	1.43	0.05	53.2	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.3	△ 2.3
6	29,890	805	1.45	0.02	50.2	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.0	△ 3.0
7	30,655	765	1.49	0.04	50.9	0.7	0.7	0.7	0.7
8	29,713	△ 942	1.49	0.00	51.1	0.2	0.2	0.2	0.2
9	29,696	△ 17	1.50	0.01	50.7	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4
10	29,388	△ 308	1.50	0.00	50.3	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.4
11	30,020	632	1.52	0.02	44.0	△ 6.3	△ 6.3	△ 6.3	△ 6.3
12	30,768	748	1.56	0.04	42.6	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.4
13	30,074	△ 694	1.56	0.00	41.7	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.9
14	28,378	△ 1,696	1.49	△ 0.07	40.8	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.9
15	27,949	△ 429	1.49	0.00	41.0	0.2	0.2	0.2	0.2
16	28,499	550	1.49	0.00	40.8	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2
17	28,828	329	1.51	0.02	39.5	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.3
18	29,985.0	1,157.0	1.53	0.02	40.5	1.0	1.0	1.0	1.0
19	30,747.5	762.5	1.56	0.03	42.2	1.7	1.7	1.7	1.7
20	32,248.5	1,501.0	1.59	0.03	42.8	0.6	0.6	0.6	0.6
21	32,253.0	4.5	1.60	0.01	42.9	0.1	0.1	0.1	0.1
22	33,944.5	1,691.5	1.67	0.07	44.5	1.6	1.6	1.6	1.6
23	35,774.0	1,829.5	1.63	△ 0.04	43.8	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7	△ 0.7
24	37,004.5	1,230.5	1.69	0.06	44.9	1.1	1.1	1.1	1.1
25	39,217.0	2,212.5	1.76	0.07	40.7	△ 4.2	△ 4.2	△ 4.2	△ 4.2
26	40,438.5	1,221.5	1.81	0.05	42.6	1.9	1.9	1.9	1.9
27	41,620.0	1,181.5	1.84	0.03	44.0	1.4	1.4	1.4	1.4
28	43,121.0	1,501.0	1.88	0.04	45.3	1.3	1.3	1.3	1.3
29	44,469.5	1,348.5	1.92	0.04	45.5	0.2	0.2	0.2	0.2
30	47,817.5	3,348.0	2.01	0.09	41.0	△ 4.5	△ 4.5	△ 4.5	△ 4.5
令和 元 年	50,189.0	2,371.5	2.08	0.07	43.1	2.1	2.1	2.1	2.1
2	52,038.5	1,849.5	2.12	0.04	43.8	0.7	0.7	0.7	0.7
3	54,597.5	2,559.0	2.21	0.09	43.0	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.8
4	55,401.0	803.5	2.25	0.04	44.6	1.6	1.6	1.6	1.6
5	58,282.0	2,881.0	2.35	0.10	46.1	1.5	1.5	1.5	1.5
6	62,038.0	3,756.0	2.44	0.09	41.7	△ 4.4	△ 4.4	△ 4.4	△ 4.4
7	64,514.0	2,476.0	2.45	0.01	41.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3

注1 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成23年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者、重度知能障害者（重度知能障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成30年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者、重度知能障害者（重度知能障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

令和6年以降

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

～昭和62年
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成5年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

～昭和62年
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成5年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

～昭和62年
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成5年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
重度知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

～昭和62年
身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者（重度知的障害者又は重度知能障害者）

平成5年

各年ににおける法定雇用率、～昭和62年 1.5%、昭和63年～令和3年 2.2%、令和3年～令和5年 2.3%、令和5年～令和6年 2.5%

() 内は、それぞれ改正前（前年度）の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が30人である企業数	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	
規模計	5,672 (100.0%)	3,441 (60.7%)	1,239 (21.8%)	477 (8.4%)	272 (4.8%)	215 (3.8%)	26 (0.5%)	1 (0.0%)	3,164 (55.8%)
40.0-100人未満	3,115 (100.0%)	2711 (87.0%)	404 (13.0%)	—	—	—	—	—	2,834 (91.0%)
100-300人未満	1,747 (100.0%)	568 (32.5%)	688 (39.4%)	323 (18.5%)	130 (7.4%)	38 (2.2%)	—	—	324 (18.5%)
300-500人未満	391 (100.0%)	81 (20.7%)	71 (18.2%)	93 (23.8%)	77 (19.7%)	67 (17.1%)	2 (0.5%)	—	— (1.5%)
500-1,000人未満	278 (100.0%)	54 (19.4%)	60 (21.6%)	49 (17.6%)	48 (17.3%)	62 (22.3%)	5 (1.8%)	—	— (0.0%)
1,000人以上	141 (100.0%)	27 (19.1%)	16 (11.3%)	12 (8.5%)	17 (12.1%)	48 (34.0%)	19 (13.5%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 特例子会社の状況

① 概況

区分	①特例子会社数	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③障害者の数				
			A.重度身体障害者	B.重度身体障害者及び知的障害者	C.重度以外の身体障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者	E.重度身体障害者及び知的障害者
特例子会社	72	5,365.5	1,212	54	2,836	29	5
	(72)	(5,068.5)	(1,189)	(60)	(2,604)	(27)	(5)

注 (1)(2)の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみの集計である。

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度身体障害者	d.重度以外の身体障害者	e.重度身体障害者である短時間労働者	f.計	g.重度以外の知的障害者	h.重度以外の知的障害者である短時間労働者	i.重度以外の知的障害者	j.重度以外の知的障害者である短時間労働者	k.重度以外の知的障害者	l.計	m.精神障害者	n.精神障害者である短時間労働者	o.精神障害者	p.精神障害者である短時間労働者	q.計
特例子会社	5,331.0	642	11	202	9	1	1,502.0	570	5	1,172	20	1	2,327.5	1,462	38	3	1,501.5	(1,308)
	(5,058.0)	(639)	(11)	(218)	(8)	(0)	(1,511.0)	(550)	(7)	(1,078)	(19)	(0)	(2,194.5)	(1,308)	(42)	(5)	(1,352.5)	(1,308)

注 (1)(2)の表と同じ

※ 本表は、親会社が大阪府内に所在する特例子会社で、親会社分を含まない特例子会社分のみの集計である。

◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率=2.5%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者（企業）ごとに義務づけられた子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用させているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

(7) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

※実人数

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数		※実人数	
区分		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	身体障害者計	身体障害者
民間企業	1,376人	2,936人	267人	10,116人	7,154人、 21,849人
(注)「身体障害者計」欄には、種別別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。	(1,342)(3,026)	(276)(3,026)	(10,719)(10,719)	(7,342)(22,705)	

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数		※実人数	
区分		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	身体障害者計	身体障害者
40人～100人未満	110人	227人	34人	981人	767人、 2,119人
(注)「身体障害者計」欄には、種別別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。	(117)(321)	(233)(364)	(35)(41)	(1,057)(1,612)	(735)(1,198)
300人～500人未満	115人	214人	27人	876人	663人、 1,895人
(注)「身体障害者計」欄には、種別別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。	(117)(151)	(210)(291)	(26)(31)	(925)(1,260)	(671)(944)
500人～1,000人未満	134人	286人	33人	1,34人	5,367人、 11,622人
(注)「身体障害者計」欄には、種別別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。	(679)(642)	(1,840)(1,840)	(136)(136)	(5,646)(5,646)	(3,643)(11,957)
1,000人以上					

注 1070の表と同じ。

区分		障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数		※実人数	
区分		視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	身体障害者計	身体障害者
農業・林業	267人	10,116人	7,154人、 21,849人	21,849人	人
(注)「身体障害者計」欄には、種別別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。	(276)	(10,719)	(7,342)	(22,705)	人
鉱業・採石業、砂利・採石業					人
建設業					人
製造業					人
電気・ガス・熱供給・水道業					人
情報通信業					人
運輸業・郵便業					人
卸売業・小売業					人
金融業・保険業					人
不動産業・物品販賣業					人
学術研究、専門・技術サービス業					人
宿泊業、飲食サービス業					人
生活関連サービス業、娯楽業					人
教育、学習支援業					人
医療・福祉					人
複合サービス事業					人
サービス業					人

注 1070の表と同じ。

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 府・市町村の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の数	③ 障害者の数			④ 實雇用率 $F = (E + F + G) / (A + B + C + D + E) \times 100$	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合																
			A. 重度身体 障害者	B. 重度知的障 害者	C. 重度知 能障害者																		
府・市町村 の機関(2.8%)	76	86,432.0	人	635	人	86	人	1,117	人	115	人	11	人	2,536.0	人	156.0	人	2.93	%	66	機関	86.8	
	(78)	(83,241.5)	(636)	(84)	(1,073)	(111)	(7)	(111)	(7)	(2,488.0)	(2,041.0)	(3)	(168.5)	(2.99)	(2.99)	(70)	(89.7)	(89.7)	(89.7)	(89.7)	(89.7)	(89.7)	(89.7)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数																													
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身 体障害者 である短時間 勤務職員	c. 重度身 体障害者 である短時間 勤務職員	d. 重度身 体障害者 である短時間 勤務職員	e. 重度身 体障害者 である短時間 勤務職員	f. 重度身 体障害者 である短時間 勤務職員	g. うち新規 雇用分	a. 重度知 能障害者	b. 重度知 能障害者 である短時間 勤務職員	c. 重度知 能障害者	d. 重度知 能障害者 である短時間 勤務職員	e. 重度知 能障害者 である短時間 勤務職員	f. 重度知 能障害者 である短時間 勤務職員	g. うち新規 雇用分																						
府・市町村 の機関(2.8%)	2,536.0	人	634	人	44	人	80	人	7	人	2,029.5	人	79.0	人	1	6	人	43	人	35	人	1	69.0	人	15.0	人	400	人	36	人	437.5	人	62.0				
	(2,488.0)	(635)	(49)	(684)	(73)	(3)	(2,041.0)	(3)	(1)	(1)	(2,041.0)	(3)	(1)	(1)	(1)	(38)	(1)	(39)	(1)	(38)	(1)	(39)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(350)	(29)	(3)	(380.5)	(29)	(3)	(380.5)	(69.0)	(69.0)	(69.0)

(2)(1)表の注

注1 ②欄の「法定雇用障害者の数」は、職員総数から除外職員数及び除外率を除いた職員数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知能障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たるカウントであり、D欄の「重度身体障害者及び精神障害者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たるカウントとしている。

3 A、C欄は1週間に所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間に所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間に所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2)(1)表の注

注1 ②欄の「障害者の数」とは②③④のF欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③b欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知能障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④f欄の重度身体障害者、重度知能障害者及び精神障害者である短時間勤務職員について、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④d欄を算出するに当たる0.5カウントとしている。

4 ②③④a、c欄及び②③④d欄は週間に所定労働時間が30時間以上の職員、②③④b、e欄は週間に所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④f欄は1週間に所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

5 ②③④e欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

(2) 大阪府の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者の算定の基礎数の算定の基準となる障害者の数	③ 障害者の数			④ 美雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成機関の割合 $F \div ② \times 100$
			A. 重度身体障害者	B. 重度身体障害者	C. 重度以外の身体障害者		
計	2	10,943.5	93 人	30 人	137 人	43 人	376.5 %
	(- 2) (10,869.5)	(92) (29) (136)	(41) (4) (371.5)	(47.0) (3.42)	(2) (100.0)		

注: 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度知的障害者	e. 重度知的障害者	f. 重度知的障害者	g. 精神障害者	h. 精神障害者	i. 精神障害者
計	376.5	93 人	19 人	91 人	30 人	3 人	312.5 人	11.5 人	0 人	13 人
	(371.5) (92) (23)	(96) (25) (3)	(317.0) (24.0) (0) (0) (1)	(24.0) (0) (0) (0) (16)	(40) (9.0) (6.5) (4.0) (16)	(46) (4.0) (7.5) (4.0) (0)	(10) (1) (1) (1) (40)	(56.5) (5.5) (10) (1) (40)	(56.5) (5.5) (1) (1) (45.5) (16.5)	(7.0) (1) (1) (1) (45.5) (16.5)

注: 2(1)②の表と同じ

(3) 市町村の機関 (法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	機関数	② 法定雇用職員数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数										④ 法定雇用率 F. 計 G. うち新規雇用分 用分	⑤ 法定雇用率 F ÷ ② × 100	⑥ 法定雇用率 法定機関の割合 達成機関の数
			A. 重度身体障害者	B. 重度知的障害者及び精神障害者	C. 重度知的障害者	D. 重度以外の身体障害者	E. 重度知的障害者及び精神障害者	F. 計 A × 2 + B + C + (D + E) × 0.5	G. うち新規雇用分						
市町村の機関	74	75,488.5	542	56	980	72	7	2,159.5	133.5	2.86	64	86.5			
	(76)	(72,372.0)	(544)	(55)	(937)	(70)	(3)	(2,116.5)	(121.5)	(2.92)	(68)	(89.5)			

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数										③ 知的障害者の数	④ 精神障害者の数							
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 重度身体障害者	f. 計 a × 2 + b + c + (d + e) × 0.5	g. うち新規雇用分	h. 重度知的障害者	i. 重度知的障害者	j. 重度知的障害者	k. 重度知的障害者	l. うち新規雇用分							
市町村の機関	2,159.5	541	25	583	50	4	1,717.0	67.5	1	5	43	22	1	61.5	11.0	354	26	2	381.0	55.0
	(2,116.5)	(543)	(26)	(588)	(48)	(0)	(1,724.0)	(60.0)	(1)	(5)	(39)	(22)	(1)	(57.5)	(9.0)	(310)	(24)	(2)	(335.0)	(52.5)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.7%が適用される大阪府及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.7%)

四

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 損害者の数	② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重健身体者	c. 重健身体以外の身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 重健身体者	f. 重健身体以外の身体障害者	g. うち新規雇用分	h. 重度知的障害者	i. 重度知的障害者以外の知的障害者
法定雇用率2.7%が適用される教育委員会(1,028人)(1,028人)	1,043人	250	10	284	15	0	801.5	51.0	2	0
		(259)	(6)	(264)	(15)	(0)	(795.5)	(67.0)	(3)	(0)

注 2(1)②の表と同様

(参考) 地方公基団体等の機関における障害部位別の雇用者数

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 法人人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数			④ 雇用率 $F \div (D+E) \times 100$	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
	A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者	C. 重度身体障害者	D. 重度身体障害者	E. 重度身体障害者	F. 計		
計	21 (20)	26,930.5 (23,570.5)	197 (179)	25 (12)	298 (289)	3 (8)	722.5 (666.0)	100.5 (50.5)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数			② 身体障害者の数			③ 知的障害者の数			④ 精神障害者の数		
	a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者	c. 重度身体障害者	d. 重度身体障害者	e. 重度身体障害者	f. 重度身体障害者	g. うち新規雇用分	h. 重度知的障害者	i. 重度知的障害者	j. うち新規雇用分	k. うち新規雇用分	
計	722.5 (666.0)	105 (100)	8 (6)	98 (98)	1 (5)	4 (2)	318.5 (307.5)	40.5 (12.5)	92 (79)	0 (0)	264.0 (238.5)	

[3①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者の数」は、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業する)とが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントである。

3 法令上、③A欄の重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者並びに②③④a欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

4 ③aのac欄及び④のc欄は週間に所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄の重度身体障害者、重度知的障害者、重度精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

5 A、C欄は1週間に所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間に所定労働時間が20時間未満の労働者、E欄は1週間に所定労働時間が5時間未満の労働者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

[3②表の注]

注1 ①欄の障害者の数とは②③④の欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④の欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 法令上、②③a欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④a欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④a欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は週間に所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③のbd欄及び④のd欄の重度身体障害者、重度知的障害者、重度精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

5 ②③④aのc欄の「うち新規雇用分」は令和6年6月2日から令和7年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1日現在の数値である。

4 公的機関の各機関の状況

(1) 大阪府知事部局の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	8,551.5	303.0	3.54	0.0	
大阪府	8,551.5	303.0	3.54	0.0	特例認定あり（注4）

(2) 大阪府その他の機関の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	2,392.0	73.5	3.07	0.0	
大阪府警察本部	2,392.0	73.5	3.07	0.0	

(3) 大阪府教育庁の状況（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	31,927.0	673.0	2.11	189.0	
大阪府教育委員会	31,927.0	673.0	2.11	189.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 大阪府は、大阪府議会事務局と特例認定を受けている。

(4) 市町村部局の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	68,813.0	1,955.5	2.84	26.5	
大阪市	19,504.5	547.0	2.80	0.0	
箕面市	1,468.0	49.0	3.34	0.0	特例認定あり (注4①)
池田市	1,225.0	28.0	2.29	6.0	特例認定あり (注4② 12/1)
豊中市	4,883.5	128.0	2.62	8.0	特例認定あり (注4③)
茨木市	2,603.5	72.0	2.77	0.0	特例認定あり (注4④)
高槻市	2,995.5	87.5	2.92	0.0	特例認定あり (注4⑤)
吹田市	3,430.0	106.5	3.10	0.0	特例認定あり (注4⑥)
摂津市	787.0	22.0	2.80	0.0	特例認定あり (注4⑦)
枚方市	2,869.0	84.0	2.93	0.0	特例認定あり (注4⑧)
寝屋川市	1,131.0	33.0	2.92	0.0	
交野市	623.5	17.0	2.73	0.0	
守口市	592.0	19.0	3.21	0.0	
門真市	962.5	28.0	2.91	0.0	特例認定あり (注4⑨)
四條畷市	564.0	19.0	3.37	0.0	特例認定あり (注4⑩)
大東市	718.0	23.0	3.20	0.0	特例認定あり (注4⑪)
東大阪市	3,725.0	107.5	2.89	0.0	特例認定あり (注4⑫)
八尾市	1,416.0	40.0	2.82	0.0	
柏原市	679.5	19.0	2.80	0.0	特例認定あり (注4⑬)
松原市	689.5	21.5	3.12	0.0	
羽曳野市	1,076.0	29.5	2.74	0.5	特例認定あり (注4⑭)
藤井寺市	778.5	22.0	2.83	0.0	特例認定あり (注4⑮)
大阪狭山市	517.0	14.5	2.80	0.0	特例認定あり (注4⑯)
富田林市	1,096.0	25.5	2.33	4.5	特例認定あり (注4⑰12/1)
河内長野市	876.0	26.5	3.03	0.0	特例認定あり (注4⑱)
堺市	5,643.5	163.0	2.89	0.0	
高石市	240.0	7.5	3.13	0.0	
和泉市	1,536.0	45.0	2.93	0.0	特例認定あり (注4⑲)
泉大津市	660.0	19.0	2.88	0.0	特例認定あり (注4⑳)
岸和田市	1,581.0	39.5	2.50	4.5	特例認定あり (注4㉑)
貝塚市	771.5	19.0	2.46	2.0	特例認定あり (注4㉒)
泉佐野市	614.0	17.5	2.85	0.0	特例認定あり (注4㉓)
泉南市	513.5	15.0	2.92	0.0	特例認定あり (注4㉔)
阪南市	384.0	9.0	2.34	1.0	(注4㉕ 11/1)
能勢町	145.5	4.0	2.75	0.0	
豊能町	150.5	4.0	2.66	0.0	
島本町	315.5	9.0	2.85	0.0	特例認定あり (注4㉖)
太子町	123.0	3.0	2.44	0.0	
河南町	93.0	2.0	2.15	0.0	
忠岡町	211.5	5.0	2.36	0.0	
熊取町	297.0	9.0	3.03	0.0	(注4㉗)
田尻町	99.0	6.0	6.06	0.0	
岬町	146.0	6.0	4.11	0.0	
千早赤阪村	78.0	4.0	5.13	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①箕面市は、箕面市教育委員会、箕面市上下水道部と特例認定を受けている。

②池田市は、池田市教育委員会及び池田市上下水道部と特例認定を受けている。

③豊中市は、豊中市教育委員会、豊中市上下水道部及び市立豊中病院と特例認定を受けている。

④茨木市は、茨木市教育委員会及び茨木市水道部と特例認定を受けている。

⑤高槻市は、高槻市教育委員会、高槻市水道部及び高槻市交通部と特例認定を受けている。

⑥吹田市は、吹田市教育委員会及び吹田市水道部と特例認定を受けている。

⑦摂津市は、摂津市教育委員会及び摂津市水道部と特例認定を受けている。

⑧枚方市は、市立枚方市民病院と特例認定を受けている。

⑨門真市は、門真市教育委員会及び門真市上下水道部と特例認定を受けている。

⑩四條畷市は、四條畷市教育委員会と特例認定を受けている。

⑪大東市は、大東市教育委員会及び大東市上下水道部と特例認定を受けている。

⑫東大阪市は、東大阪市教育委員会及び東大阪市上下水道部と特例認定を受けている。

⑬柏原市は、柏原市教育委員会と特例認定を受けている。

⑭羽曳野市は、羽曳野市教育委員会と特例認定を受けている。

⑮藤井寺市は、藤井寺市教育委員会と特例認定を受けている。

⑯大阪狭山市は、大阪狭山市教育委員会と特例認定を受けている。

また、令和7年12月1日時点において、障害者の数35.0人、実雇用率2.87%、不足数0.0人となっている。

⑰河内長野市は、河内長野市教育委員会及び河内長野市上下水道部と特例認定を受けている。

⑲和泉市は、和泉市教育委員会及び和泉市上下水道部と特例認定を受けている。

⑳泉大津市は、泉大津市教育委員会と特例認定を受けている。

㉑岸和田市は、市立岸和田市民病院と特例認定を受けている。

㉒貝塚市は、貝塚市教育委員会と特例認定を受けている。

㉓泉佐野市は、泉佐野市教育委員会と特例認定を受けている。

㉔泉南市は、令和7年11月1日時点において、障害者の数12.0人、実雇用率3.11%、不足数0.0人となっている。

㉕島本町は、島本町教育委員会と特例認定を受けている。

㉖熊取町は、熊取町教育委員会と特例認定を受けている。

(5) 市町村教育委員会の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	2,027.5	61.5	3.03	1.0	
枚方市教育委員会	797.5	24.0	3.01	0.0	
寝屋川市教育委員会	227.0	7.0	3.08	0.0	
交野市教育委員会	105.0	3.0	2.86	0.0	
守口市教育委員会	53.0	4.0	7.55	0.0	
八尾市教育委員会	215.0	7.0	3.26	0.0	
松原市教育委員会	101.0	4.0	3.96	0.0	
高石市教育委員会	138.0	3.0	2.17	0.0	
貝塚市教育委員会	133.0	4.0	3.01	0.0	
阪南市教育委員会	61.0	1.5	2.46	0.0	
豊能町教育委員会	72.0	2.0	2.78	0.0	
河南町教育委員会	38.0	0.0	0.00	1.0	(注4 12/1)
田尻町教育委員会	87.0	2.0	2.30	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 河南町教育委員会は、令和7年12月1日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率2.60%、不足数0.0人となっている。

(6) 法定雇用率2.7%が適用される市町村教育委員会の状況 (法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	18,331.0	370.0	2.02	123.0	
大阪市教育委員会	13,480.0	266.0	1.97	97.0	
堺市教育委員会	4,550.5	96.0	2.11	26.0	
岸和田市教育委員会	300.5	8.0	2.66	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(7) 市町村その他部局（水道局、病院、消防局、一部事務組合等）の状況（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	4,648.0	142.5	3.07	2.0	
大阪市水道局	1,049.0	30.0	2.86	0.0	
枚方市上下水道部局	208.0	7.0	3.37	0.0	
寝屋川市水道局	64.0	2.0	3.13	0.0	
堺市上下水道局	510.5	17.0	3.33	0.0	
貝塚市水道事業	42.0	1.0	2.38	0.0	
市立池田病院	515.0	13.0	2.52	1.0	(注4① 12/1)
八尾市立病院	338.5	12.0	3.55	0.0	
市立柏原病院	218.5	5.0	2.29	1.0	(注4② 10/1)
泉大津市立周産期小児医療センター	165.5	4.5	2.72	0.0	
大阪市消防局	73.5	2.0	2.72	0.0	
大阪広域環境施設組合	439.0	12.0	2.73	0.0	
豊中市伊丹市クリーンランド	88.0	3.0	3.41	0.0	
東大阪都市清掃施設組合	105.0	4.0	3.81	0.0	
柏羽藤環境事業組合	87.0	7.0	8.05	0.0	
南河内環境事業組合	37.0	1.0	2.70	0.0	
泉北環境整備施設組合	42.5	2.0	4.71	0.0	
大阪広域水道企業団	556.0	17.0	3.06	0.0	
藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会	59.0	1.0	1.69	0.0	
大阪市会事務局	50.0	2.0	4.00	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①市立池田病院は、令和7年12月1日時点において、障害者の数14.0人、実雇用率2.76%、不足数0.0人となっている。

②市立柏原病院は、令和7年10月1日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.76%、不足数0.0人となっている

(8) 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
独立行政法人等合計	26,930.5	722.5	2.68	39.0	
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	340.0	7.0	2.06	2.0	(注4①11/1)
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	1,496.5	39.5	2.64	1.5	(注4②12/1)
独立行政法人造幣局	922.5	30.0	3.25	0.0	
国立大学法人大阪大学	7,455.5	208.5	2.80	0.0	
国立大学法人大阪教育大学	626.5	19.0	3.03	0.0	
地方独立行政法人大阪府立病院機構	4,473.5	111.5	2.49	13.5	(注4③10/20)
地方独立行政法人りんくう総合医療センター	908.5	24.0	2.64	1.0	(注4④12/1)
地方独立行政法人堺市立病院機構	1,079.0	29.5	2.73	0.5	(注4⑤11/25)
地方独立行政法人大阪産業技術研究所	259.5	8.0	3.08	0.0	
地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所	170.0	5.0	2.94	0.0	
地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所	170.5	6.0	3.52	0.0	
地方独立行政法人市立吹田市民病院	712.0	20.0	2.81	0.0	
地方独立行政法人大阪市民病院機構	2,226.0	53.0	2.38	9.0	(注4⑥10/20)
地方独立行政法人市立東大阪医療センター	1,057.5	29.0	2.74	0.0	
地方独立行政法人大阪市博物館機構	135.0	3.0	2.22	0.0	
地方独立行政法人天王寺動物園	79.0	2.0	2.53	0.0	
公立大学法人大阪	4,289.5	109.5	2.55	10.5	
大阪府土地開発公社	56.5	2.0	3.54	0.0	
大阪府住宅供給公社	152.0	7.0	4.61	0.0	
大阪市住宅供給公社	248.0	8.0	3.23	0.0	
地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンター	73.0	1.0	1.37	1.0	(注4⑦8/1)

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあります、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所においては、令和7年11月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.65%、不足数0.0人となっている。

②国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおいては、令和7年12月1日時点において、障害者の数42.5人、実雇用率2.85%、不足数0.0人となっている。

③地方独立行政法人大阪府立病院機構においては、令和7年10月20日時点において、障害者の数124.5人、実雇用率2.80%、不足数0.0人となっている。

④地方独立行政法人りんくう総合医療センターにおいては、令和7年12月1日時点において、障害者の数24.0人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。

⑤地方独立行政法人堺市立病院機構においては、令和7年11月25日時点において、障害者の数31.0人、実雇用率2.90%、不足数0.0人となっている。

⑥地方独立行政法人大阪市民病院機構においては、令和7年10月20日時点において、障害者の数62.0人、実雇用率2.80%、不足数0.0人となっている。

⑦地方独立行政法人泉佐野市行政事務サービスセンターにおいては、令和7年8月1日時点において、障害者の数3.0人、実雇用率4.05%、不足数0.0人となっている。

◎ 除外率とは

○ 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

この除外率制度は、ノーマライゼーションの観点から、平成14年法改正により、平成16年4月に廃止した。経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされている（法律附則）。

平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、一律に10ポイントの引下げを実施。

除外率設定業種	除外率	
	引下げ前	引下げ後
・非鉄金属製造業（非鉄金属第一次製鍊精製業を除く） ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る） ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る） ・その他の鉱業	5%	除外率適用無し
・非鉄金属第一次製鍊・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	10%	除外率適用無し
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	15%	5%
・港湾運送業 ・警備業	20%	10%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	25%	15%
・林業（狩猟業を除く）	30%	20%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	35%	25%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	40%	30%
・石炭・亜炭鉱業	45%	35%
・道路旅客運送業 ・小学校	50%	40%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	55%	45%
・船員等による船舶運航等の事業	60%	50%
	80%	70%

※除外率引下げによる雇用義務数への影響（例）

$$\begin{aligned} \text{除外率} 20\% \text{の場合} & \left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 20\% = 1,013.9 \approx 1,013 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数} 5,069.5 - 1,013 = \text{基礎労働者数} 4,056.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数} 4,056.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 101.4125 \approx 101 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \\ \\ \text{除外率} 10\% \text{の場合} & \left\{ \begin{array}{l} \text{常用労働者数} 5,069.5 \times \text{除外率} 10\% = 506.95 \approx 506 \text{人 (端数切り捨て)} \\ \text{常用労働者数} 5,069.5 - 506 = \text{基礎労働者数} 4,563.5 \text{人} \\ \text{基礎労働者数} 4,563.5 \times \text{法定雇用率} 2.5\% = \text{雇用義務数} 114.0875 \approx 114 \text{人 (端数切り捨て)} \end{array} \right. \end{aligned}$$

○ 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者（除外職員）を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした（警察官、自衛官など）。

なお、除外職員ではなくなった職員（医師、教育職員など）が一定割合を占める機関（病院、教育委員会など）については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成16年4月、平成22年7月、令和7年4月に、それぞれ、10ポイントの引下げを実施。